

京都府立福知山高等学校 部活動指導指針

1 部活動の意義

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

2 活動計画

部活動の活動方針及び活動計画において、部活動運営の理念や目的、目標を示した上で、年間行事から長・中・短期的目標を立案し、練習や試合、発表会、イベント等の活動計画について、計画表を作成する。その際、生徒の心身の状態を的確に把握し、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう留意する。

(1) 練習時間

ア 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。

イ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。

(2) 休養日

ア 週当たり1日以上設定する。

イ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努力する。

ウ 長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設ける。

(3) その他

ア 活動計画は、管理職による事前の承認を受ける。

3 指導について

(1) 適切な指導

ア 医・科学の研究成果を積極的に習得し、健康問題（バーンアウト・各種障害・エネルギー不足、無月経、骨粗しょう症等）について、正しい知識を持ち指導する。

イ 大会や発表会等で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いることないようにする。

ウ 少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設ける。

(2) 体罰・不祥事（スクール・セクハラ等）の防止

体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもたなくてはならない。体罰等を防止するため、指導者は生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築する。

ア 体罰

(ア) 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。

(イ) 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為をしない。

イ ハラスメント行為等

(ア) セクシャル・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを常に認識して指導に当たる。

(イ) パワー・ハラスメント

指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。

(3) 安全管理と事故防止

ア 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止

(ア) 計画的な活動により、各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。

(イ) 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により安全対策を講じる。

(ウ) やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握する

(エ) 怪我や事故等が発生した場合は「事故発生時の緊急連絡体制（保健部作成）」に基づき対応する。

イ 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理

(ア) 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を行う。

(イ) 「暑さの指数」のチェックなど、気温等に応じて活動内容を工夫する。

(ウ) 落雷（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集・共有し、早めに対応する。

(4) スキルアップコーチの活用

必要に応じて、技術的な指導や援助等について、スキルアップコーチを活用する

※スキルアップコーチ：京都府における部活動指導員及び外部指導者の総称

ア 部活動指導員

(ア) 部活動指導を統括し、生徒への直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う。

(イ) 技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用する。

(ウ) 学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導、生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。

イ 外部指導者

校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。

4 部活動運営の在り方

(1) 学校全体での部活動マネジメントの確立

ア 校長は、学校の設置者の方針に則り校内で策定した「学校の部活動に係る活動方針」を公表（学校のホームページ等）するとともに、活動状況の把握を行う。

イ 校長の理解とリーダーシップのもと、部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進める。

ウ 校長は、円滑に部活動を実施できるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、地域におけるスポーツ環境整備を進める。

エ 校長は、体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を実施する。

オ 学校、指導者、生徒、保護者、地域等の間で、十分な説明と相互の理解のもとで運営・活動できるようにする。

5 その他

(1) 家庭及び地域等との連携

ア 各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に説明し、理解や協力を得る。

イ 学校から様々な情報提供を行うとともに、保護者のニーズを把握するなど、情報共有に努める。

ウ 地域等の各種関係団体や組織へ情報発信を積極的に行い、理解や協力を得る。

《参考》京都府部活動指導指針（京都府教育委員会）